

雇用創出法に関する法律代行政令 2022 年第 2 号（「Perppu 2/2022」）の法律化

2023 年 3 月
One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二
NY 州法弁護士 友藤 雄介
インドネシア法弁護士 プリシリア・シトンプル

1. はじめに

インドネシア政府は、「『雇用創出法に関する法律代行政令 2022 年第 2 号』の決定に関する 2023 年法律案」（以下「Draft Law 2023」）を起草し、インドネシアの国会/Dewan Perwakilan Rakyat（以下「DPR」）に提出致しました。

本 Draft Law 2023 は、「雇用創出法に関する法律代行政令 2022 年第 2 号（以下「Perppu 2/2022」）」を法律にするために起草されたものとなります。

2. 背景

インドネシア政府は、2020 年 11 月 2 日にオムニバス法とも呼ばれる「雇用創出に関する法律 2020 年 11 号」（以下「オムニバス法」）を施行したものの、その後、2021 年 11 月 25 日に憲法裁判所は、同法令の立法手続きに瑕疵があったとして、条件付違憲判決（Decree No.91/PUU-XIII/2020）を下しています。

インドネシア政府は、当該違憲状態の治癒のため、2022 年 12 月 30 日に、オムニバス法と大きく内容をほぼ同じくする Perppu 2/2022 を公布しています。この Perppu 2/2022 は、公布と同時に施行されているものの、立法機関の承認を受けていないため、法律/Undang-undang として恒久的に効力を持つためにはインドネシアの国会（DPR）の承認が必要となります。このため、政府は、Perppu 2/2022 を法律/Undang-undang とするために Draft Law 2023 を起草し、DPR に提出いたしました。

3. 最新の状況

2023 年 2 月 15 日、DPR は地方代表議会/Dewan Perwakilan Daerah との合同会議を開催し、Draft Law 2023 を DPR の本会議に上程することを承認しました。

4. Draft Law 2023 の内容

本 Draft Law 2023 は Perppu 2002/2 の法制化を規定しており、Perppu 2/2022 はオムニバス法と内容をほぼ同じくしています。

5. 結論

現状、DPR から更なるアナウンスはまだなされておりませんが、Draft Law 2023 は、今後 DPR の本会議で批准・公布され、大統領による署名がなされると、法律/Undang-undang となります。



◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年に **Singapore Management University** に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

koji.umai@oneasia.legal



友藤 雄介

One Asia Lawyers Indonesia Office

NY州法弁護士

長年、企業にて海外案件、特にインドネシアにおいて豊富な経験を有し、建設契約、売買契約、紛争解決、事業撤退等幅広く手掛ける。日本の大手プラント・エンジニアリング会社での東南アジアのプラント建設契約（EPC契約）の交渉経験や、大手総合商社での各種契約締結経験を有する。アメリカ・ペンシルバニア大学ロースクール卒。2023年から One Asia に参画。

yusuke.tomofuji@oneasia.legal



Prisilia Sitompul(プリシリア シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office

インドネシア法弁護士

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして 6 年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了（石油・ガス法）。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。

sitompul.prisilia@oneasia.legal